

## ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 尾瀬環境学習推進協議会長（以下「会長」という。）は、本県の子供達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校、義務教育学校、特別支援学校及び教育委員会（以下「小・中学校等」という。）のほか、県内のスポーツ少年団、子ども会等の社会教育関係団体及び家族旅行を対象とする旅行会社に対し、予算の範囲内において宿泊費、交通費、ガイド料、活動費の一部について助成を行うものとし、その実施についてはこの要綱の定めるところによる。

### (助成要件等)

第2条 助成の対象は、尾瀬国立公園内において環境学習及び環境に関連する取組を行う県内の小・中学校等及び社会教育関係団体、旅行会社（小学生は原則4～6年生対象）で、会長が助成を決定した学校とする。なお、旅行会社は、最少催行人数は10名とする。

2 助成対象経費は、宿泊費、交通費、ガイド料、活動費とし、別表に定める額を上限として会長が定める額とする。

3 尾瀬での学習計画には、原則「尾瀬ガイド協会」の認定ガイドを活用した自然解説等を組み込むものとする。

### (助成の交付申請)

第3条 助成を申し込もうとする小・中学校等は、「助成金交付申請書」（第1号様式-1）により、社会教育関係団体は、「助成金交付申請書」（第1号様式-2）により、旅行会社は、「助成金交付申請書」（第1号様式-3）により、環境学習実施の2週間前までに会長に申請しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第4条 会長は、助成の申込みがあったときは、その目的及び内容を審査し、助成の対象として適当と認めるときは、速やかにその交付の決定をするものとする。

2 会長は、助成の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに「助成金交付決定通知書」（第2号様式）により助成申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第5条 助成申請者は、助成事業の実施に当たっては、事業内容の変更（中止・取下げ）の理由が生じたときは助成金交付変更（中止・取下げ）承認申請書（第3号様式）により、事業実施日より14日以内に会長に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%以内の増減である場合、第8条に基づく実績報告にて精算するものとする。

- 2 会長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて助成金額の変更（中止・取下げ）の承認等を行うことができる。
- 3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(事業遂行報告等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、助成申請者に助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は指示をすることができる。

(助成金の交付請求)

第7条 助成申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」（第4号様式）により、事業実施日以降14日以内に会長に助成金の請求をしなければならない。

- 2 会長は、前号の助成金請求書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合には、助成金を助成申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

(事業実績報告)

第8条 助成事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、小・中学校等は「事業実績報告書」（第5号様式-1）を、社会教育関係団体等は「事業実績報告書」（第5号様式-2）を、旅行会社は「事業実績報告書」（第5号様式-3）を会長に2部提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた助成申請者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 助成事業を実施しなかったとき。

附 則

この要綱は平成23年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月 4日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年1月28日から施行する。